

経営事項審査の再審査請求に関するマニュアル  
(令和5年1月1日施行の建設業法施行規則、関係告示の  
改正に伴う再審査申立用)

再審査の申請は希望者のみです。  
必ず申請する必要はありません。

令和5年1月

滋賀県土木交通部監理課 建設業係

## 注意事項

このマニュアルは、令和5年1月1日に施行された経営事項審査制度の改正に伴い、再審査の申立てを行う方に向けたマニュアルになります。令和5年1月1日以降に、通常の経営事項審査を申請される方は別途滋賀県が定める「経営事項審査申請マニュアル」をご覧ください。

## 目次

I	令和5年1月1日の経営事項審査制度の改正について	1
II	審査基準改正に伴う再審査の実施について	2
III	経営事項審査申請再審査請求の方法	3
IV	再審査請求に必要な提出書類について	4
V	記載例	9
VI	再審査請求に関するQ&A	18
VII	参考	20

## I 令和5年1月1日施行の建設業法施行規則および告示等の改正について

令和5年1月1日施行の建設業法施行規則および告示等の改正に伴う、経営事項審査再審査請求を行うことができる項目は以下のとおりです。

- ① 審査基準日における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（1段階目）」「えるぼし認定（2段階目）」「えるぼし認定（3段階目）」「プラチナえるぼし認定」の取得状況
- ② 審査基準日における次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」「トライくるみん認定」「プラチナくるみん認定」の取得状況
- ③ 審査基準日における青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」の取得状況
- ④ 審査基準日における、建設機械の保有状況のうち以下に掲げるもの（P.6）
  - ・土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証の「車体の形状」の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」または「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの
  - ・労働安全衛生法施行令（昭和47年政令318号）第13条第3項第34号に規定する作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械および同表第6号に掲げる解体用機械
- ⑤ 審査基準日における「エコアクション21」の認証の取得状況

注意1：審査基準日とは直前の事業年度の終了日です。

注意2：①～③については審査基準日において、認定取消または辞退が行われている場合は、評価対象になりません。

注意3：令和5年1月1日に施行された「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」に関しては、令和5年8月14日以降に終了日を迎える事業年度から審査対象となるため、上記の改正項目には記載しておりません。

## II 制度改正に伴う再審査の実施について

### 1 再審査の対象となる者

再審査申請を行う日において、制度改正前の評価方法での審査結果の通知を受けた者

### 2 再審査請求期間

令和5年1月1日から令和5年5月1日まで（改正から120日以内）

### 3 請求内容

令和5年1月1日に施行された改正に係る事項のみ（P.1に記載のある内容のみ）

### 4 注意事項

- ・ 改正による変更点以外は当初申請の内容を変更することはできません。
- ・ 再審査請求は、当初申請の審査基準日時点での審査となります。
- ・ 結果通知書発行時点で、経営事項審査の有効期限（審査基準日から1年7ヶ月）が切れる審査基準日の再審査請求はできません。
- ・ 改正後（令和5年1月1日以降）に通常の経営事項審査を受審された場合、再審査請求はできません。

### 5 滋賀県入札参加資格申請との関係

滋賀県入札参加資格申請は、参加希望工事ごとに、経営事項審査を基にした「客観的事項」による客観点数と、滋賀県が独自に設定した「主観的事項」による主観点数を合計した総合点数を算出しています。今回の再申請によって新たに算出された客観点数を、令和5年度滋賀県入札参加資格申請（令和5年度の名簿のための令和4年度中にした申請）に反映することはできませんのでご注意ください。滋賀県以外の申請につきましては、各自治体にご確認ください。

（参考）総合点数＝客観点数+主観点数

再申請後に通知された評点は、反映されません。

### 6 再審査請求に関する問い合わせ先、申請書類の入手方法

- ・ 再審査請求に関するご質問等は、滋賀県土木交通部監理課建設業係までお問い合わせください。

電話番号077-528-4114(平日:8時30分~17時15分(正午~13時を除く。))

- ・ 再審査請求に関する書類は滋賀県のホームページよりダウンロードしてください。

(滋賀県トップページ>県民の方>しごと・産業・観光>建設業

>許認可・申請・届出>令和5年1月1日経営事項審査再審査請求について)

### Ⅲ 経営事項審査申請再審査請求の方法

- 1 申請方法 **郵送もしくは持参**（持参された場合でもその場で審査をすることはありません。一度書類をお預かりした後、審査させていただきます。）

郵送 〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1-1

滋賀県庁土木交通部監理課建設業係 宛て

（封筒の表に「経営事項審査再審査請求書類在中」と記載してください。）

持参 滋賀県庁新館5階土木交通部監理課建設業係窓口

提出期間:令和5年1月4日～令和5年5月1日(閉庁日を除く。)

提出時間:9時～17時(正午～13時を除く。)

- 2 再審査請求期限(制度改正から120日以内)

令和5年1月1日から令和5年5月1日**必着**。

（消印有効ではありませんので、郵送に要する時間を考慮し、お送りください。）

（上記の期限を過ぎて持参、到着した申請については、いかなる理由があっても受付することはできませんので、申請時期につきましてはご注意ください。）

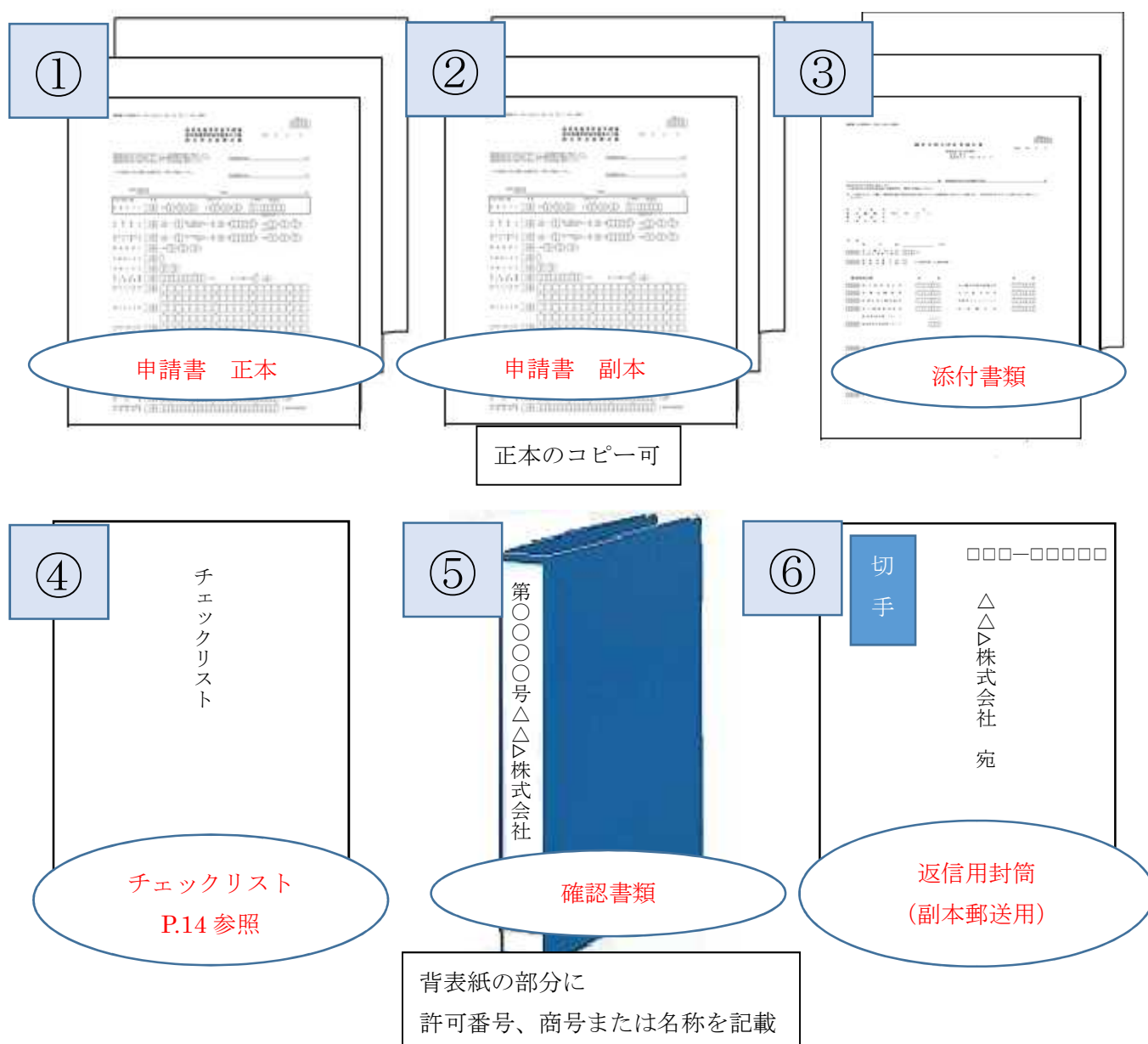
- 3 手数料

経営事項審査再審査請求に係る**手数料は無料**です。

## IV 再審査請求に必要な書類等について

### (1) 必要な書類とその部数

- ①、②申請書等（正本 1 部・副本 1 部）
- ③添付書類 1 部
- ④チェックリスト（再審査請求用）
- ⑤確認書類 1 部（項目ごとに順番にとりまとめてA4ファイルに綴じて提出してください。）
- ⑥返信用封筒（副本に受付印を押印し返却します。副本が入る大きさの封筒に適切な切手を貼ってください。（レターパックでも可）また持参される場合でも返信用封筒は準備してください。）
- ⑦確認ファイル返却用レターパック(希望者のみ)詳細はP.16 参照。



## (2) 提出書類

提出を要する書類は次に掲げる申請書等、添付書類、確認書類の内、再審査請求をする審査基準日において該当する項目の全てです。

区分	書類名称	様式	備考
申請書等 (再度作成必要)	経営規模等評価申請書 総合評定値請求書	第25号の14	必ず、再審査請求の理由を記入してください。 (P.11 参照)
	工事種別完成工事高 工事種別元請完成工事高	第25号の14 (別紙一)	<b>前回申請した内容を変更することはできません。</b>
	技術職員名簿	第25号の14 (別紙二)	<b>前回申請した内容を変更することはできません。</b>
	その他の審査項目 (社会性等)	第25号の14 (別紙三)	必ず、新様式で作成してください。 <b>また、改正に係る項目以外は前回申請した内容を変更することはできません。</b>
	建設機械の保有状況一覧表	参考様式 第3号	加点对象機械を有する場合に必要です。 <b>また改正に係る項目以外は前回申請した内容から変更することはできません。</b>
	CPD単位を取得した技術職員名簿	様式第4号	<b>前回申請した内容を変更することはできません。</b> <u>(前回申請した場合のみ、作成してください。)</u>
	技能者名簿	様式第5号	
添付書類	経営状況分析結果通知書	第25号の13	前回提出した写し(原本の再取得は不要。)
	チェックリスト (再審査請求用)	P.14 参照	チェック済みのものを提出。
	委任状	任意様式	申請書等の作成を委任する場合。
	代理受領に係る委任状 (再審査請求用)	P.15 参照	結果通知書を代理受領する場合、上記の委任状に加えて、提出が必要。
	確認書類 (A4 ファイルに綴じて提出)		備考
1	前回申請分の経営事項審査結果通知書の <b>原本の返却</b>		
2	前回申請分の経営事項審査申請書の控えの写し(受付印のあるものすべて) (様式第25号の14、様式第25号の14(別紙一)、様式第25号の14(別紙二)、様式第25号の14(別紙三)、実務経験経歴書、建設機械の保有状況一覧表)		申請書全て
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 ・「えるぼし認定(1段階目)」、「えるぼし認定(2段階目)」、「えるぼし認定(3段階目)」、「プラチナえるぼし認定」の取得状況がわかる、基準適合一般事業主認定通知書等の写し		
4	次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 ・「くるみん認定」、「トライくるみん認定」、「プラチナくるみん認定」の取得状況がわかる、基準適合一般事業主認定通知書等の写し		

5	<b>青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況</b> ・「ユースエール認定」の取得状況がわかる、基準適合事業主認定通知書等の写し	
6	<b>国または国際標準化機構が定めた規格による認証または登録の状況</b> ・「エコアクション21」の認証状況がわかる、認証・登録証の写し <b>※再審査申請時は、ISO に関する再審査請求はできません。</b> ※認証範囲に建設業が含まれていない場合や、認証範囲が一部に支店等に限定されている場合は、評価対象とできません。 ※建設業許可を有する本支店において認証されていることが確認できる書類が必要です。 ※「段階的認証」や「サイト認証」と記載がある場合であって、かつ、認証範囲に建設業が含まれていない場合や一部の支店に限定されている場合は評価対象となりません。	
7	<b>建設機械の保有状況に関する項目</b> 以下の表を参照。	

建設機械の保有状況について

【改正により加点対象となる建設機械と確認書類の一覧<sup>\*1</sup>】

種類	建設機械の区分	加点対象となる範囲	確認書類 (1) および (2) の写し
締固め用機械	ローラー ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー ハンドガイドローラー	労働安全衛生法施行令別表第七の四に規定されているもの <sup>*4</sup>	(1) 所有が確認できる書類 <b>【売買・譲渡の場合】</b> ・契約書 ・償却資産課税台帳 ・市町受付印のある償却資産（固定資産）申告書および種類別明細書 <b>【リース・レンタルの場合】</b> ・リース・レンタル契約書 <sup>*2*3</sup>
高所作業車		作業床の高さが2メートル以上のもの	(2) 正常に稼働することの確認 特定自主検査記録表 <sup>*5</sup> （最終ページまで）
解体用機械	ブレーカ 鉄骨切断機 コンクリート圧碎機 解体用つかみ機	労働安全衛生法施行令別表第七の六に規定されているもの	上記の (1) および (2)
土砂運搬車	ダンプ車 <sup>*6</sup>	自動車検査証の車体の形状に、 ・ダンプ ・ダンプフルトレーラ ・ダンプセミトレーラ の記載があるもの。	(1) 所有が確認できる書類 上記以外に、自動車検査証 <sup>*7</sup> も可 (2) 正常に稼働することの確認 自動車検査証 <sup>*7</sup>

※1) この表は、令和5年1月1日の改正に伴い、新たに追加された建設機械のみの一覧です。

※2) 契約期間が審査基準日から1年7か月以上のものが対象。契約期間が審査基準日から1年7か月未満の場合は、「建設機械の保有状況一覧表（参考様式第3号）」の下部で、審査基準日以降1年7か月



以上の使用を誓約すること。なお、当該建設機械に係るリース契約の更新後または当該建設機械の購入後に経営事項審査の申請をする場合には、リース契約の更新契約または売買契約の内容が確認できる契約書類を提出すること。

- ※3) リース・レンタル会社以外を相手方としたリース・レンタル契約によるものについても評価の対象となるが、申請者のみが当該建設機械を経営事項審査の対象機械にしているものに限る。
- ※4) コンパクターやランマー等明確に自走能力が無い締固め用建設機械は評価対象外。
- ※5) 審査基準日以前、1年以内に受けた際のもの。  
また、自社の検査（事業内検査）の場合は、検査者の雇用や資格確認が必要（技術職員と同様）。
- ※6) 自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が規制されている車両については評価対象外。
- ※7) 審査基準日時点で有効期間内の車検証が必要。
- ※8) 労働安全衛生法施行令で定められている建設機械の内、経営事項審査の評価対象となる建設機械は、特定自主検査を受ける必要があるものとして定められている機械に限る。

**【審査対象外となる建設機械】**

- ①共有名義での所有・リース等によるもの
- ②特定自主検査記録票、移動式クレーン検査証、自動車検査証が、申請者やリース契約相手方以外の名義で受けているもの
- ③申請者が建設機械のリース事業等を兼業で営んでいる場合などで、賃貸目的で所有しているもの
- ④特定自主検査で正常に稼働しないと認められた場合で、審査基準日までに必要な修理などを行っていないもの
- ⑤その他、提出された書類では確認できないもの

# **MEMO**

## V 記載例

### <注意>

- 記載例については様式第 25 号の 14、様式第 25 号の 14 別紙 3、参考様式第 3 号建設機械の保有状況のみの掲載となります。
  - それ以外の記載要領につきましては、滋賀県が定める「経営事項審査申請マニュアル」をご覧ください。
  - 記載例がない申請書についても、前回申請された内容を再度申請する必要があります。
- 必ず前回申請した申請書を全て作成し、提出してください。**



項番 3 5 10 13 審査対象

自己資本額  (千円)  (1. 基準決算)  
2. 2期平均

基準決算  (千円)

直前の審査基準日  (千円)

利益額 (2期平均)  (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益)  
= 営業利益+減価償却実施額

数値の変更は変更はできません。

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度
営業利益 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	営業利益	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="8"/> (千円)
減価償却実施額 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="3"/> (千円)	減価償却実施額	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="2"/> (千円)

技術職員数  (人)

登録経営状況分析機関番号

経営状況分析を受けた機関の名称  
●▲■情報サービス株式会社

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。  
技術職員名簿については別紙二による。  
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

許可番号を記入。

結果通知書の発行年月日を記入。  
(知事印の左に記載されている日付)

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第000001号	令和4年8月8日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
令和5年1月1日施行の改正に係る事項。	制度改正のため。

必ず、記入すること。

連絡先

所属等 ○○○行政書士事務所 氏名 行政書士○○ ○○○ 電話番号 090-○○○○-▲▲▲▲  
FAX番号 077-524-0943

連絡先の欄には、この申請用紙又は添付資料を作成した方、その他、申請の内容に関わる質問等に回答できる方の所属・氏名・電話番号・FAX番号を必ず記入すること。(行政書士による代理申請の場合は、行政書士の氏名と連絡先を記入すること。)

法律で定めのある場合を除き、行政書士でない者が、官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは、法律で禁じられています。

その他の審査項目 (社会性等)

項番41~50、55~63および66、67については、前回から内容の変更はできません。  
また、項番54「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の申請は、令和5年8月14日以降を審査基準とする申請から評価対象となります。今回の再審査申請に関しては一律、「3：非該当」を記入してください。

<b>建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況</b>		技術職員数		8	(人)	3	(人)	37.5
雇用保険加入の有無	4 1 1	新規若年技術職員数 (C)		1	(人)	新規若年技術職員の割合 (C/A)		12.5
健康保険加入の有無	4 2 1	技術者数		7	5	技術者数		1 0
厚生年金保険加入の有無	4 3 1	技能者数		3	2	技能者数		1 2
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 1	控除対象者数		0	0	控除対象者数		0
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5 1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況		4		認定の状況		
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 1	次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況		3		認定の状況		
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 7 1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況		1		認定の状況		
新規若年技術職員の育成及び確保	4 8 1	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況		3		認定の状況		
CPD単位取得数	4 9 7 5	建設業の営業継続の状況		5 5 3 9 (年)		初めて許可(登録)を受けた年月日		令和5年 10月 1日
技能レベル向上者数	5 0 3	営業年数		5 5 3 9 (年)		休業等期間		1年 か月
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5 1 4	民事再生法又は会社更生法の適用の有無		5 6 2		備考(組織変更等)		組織変更 令和元年9月
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5 2 3	防災活動への貢献の状況		5 7 1		再生手続又は更生手続開始決定日		令和 年 月 日
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 3 1	法令遵守の状況		5 8 1		再生手続又は更生手続計画認可日		令和 年 月 日
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 4 3	建設業の経理の状況		6 0 4		再生手続又は更生手続計画認可日		令和 年 月 日
建設業の営業継続の状況	5 5 3 9	研究開発の状況		6 3 0		再生手続又は更生手続計画認可日		令和 年 月 日
営業年数	5 5 3 9	研究開発費(2期平均)		6 3 0		再生手続又は更生手続計画認可日		令和 年 月 日
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 6 2	建設機械の保有状況		6 4 3		再生手続又は更生手続計画認可日		令和 年 月 日
防災活動への貢献の状況	5 7 1	国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況		6 5 1		再生手続又は更生手続計画認可日		令和 年 月 日
法令遵守の状況	5 8 1	エコアクション21の認証の有無		6 5 1		再生手続又は更生手続計画認可日		令和 年 月 日
建設業の経理の状況	6 0 4	ISO9001の登録の有無		6 6 2		再生手続又は更生手続計画認可日		令和 年 月 日
研究開発の状況	6 3 0	ISO14001の登録の有無		6 7 1		再生手続又は更生手続計画認可日		令和 年 月 日
建設機械の保有状況	6 4 3	建設機械の所有及びリース台数		6 4 3		再生手続又は更生手続計画認可日		令和 年 月 日
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	6 5 1	建設機械の所有及びリース台数		6 4 3		再生手続又は更生手続計画認可日		令和 年 月 日

前回申請した内容に、令和5年1月1日の改正で新たに評価対象となった建設機械の台数を加えて記入すること。今回の改正で新たに評価対象となった建設機械についてはP.1を参照。  
(例：前回の申請で2台を申請し、今回の改正について新たに1台追加した場合、3台と記入。)

建設機械の保有状況一覧表

許可番号：第 号

商号又は名称：

〔記載上の注意〕 ※保有する建設機械から審査対象とする15件について記載してください。

※「建設機械の種類」は、建設機械抵当法施行令別表のうち経営事項審査の評価対象となる建設機械の名称又は移動式クレーン、大型ダンプのいずれかを記載してください。(別添1参照)  
 ※「検査実施年月日等」については、特定自主検査は「検査年月日」を、自動車検査登録(車検)および移動式クレーンの製造時等検査または性能検査は「有効期間の満了する日」をそれぞれ記入。

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式(年式)	製造・車体番号 (大型ダンプの場合は表示番号)	リース等 または所有の区分	リース等 または購入日	リース期間 自動更新条 項の有無	検査実施 年月日等	備考
例	ショベル系掘削機	◇◇◇◇◇	ABG00-0987	1234567	リース	H29.10.01 ~ R4.09.30	有	R2.07.31	
1	ショベル系掘削機	△△△△△△△	ABG00-0999	1234567	リース	H29.10.01 ~ R4.09.30	有	R2.07.31	
2	解体用機械	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	XV - 89	1111111	リース	H30.10.01 ~ R5.09.30	有	R3.08.31	
3	高所作業車	× × × × × × × ×	SS - 2012	3333333	所有	R2.05.30 ~	有・無	R3.08.31	
4					所有・リース	~	有・無		
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14					所有・リース	~	有・無		
15					所有・リース	~	有・無		

【例：前回申請した建設機械がNo.1のショベル系掘削機の場合】  
 再審査を申請する際は、既に申請したNo.1の建設機械の記載はそのまま  
 で、改正に伴い新たに評価対象になった建設機械であるNo.2、3を記載  
 し、合計3台の申請になるように作成すること。

上記記載の建設機械のうち、リース契約書において審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められていないものについては、リース契約の更新または購入等を行  
 い、審査基準日から1年7か月以上の期間、使用することを誓約します。

商号又は名称  
 代表者氏名

令和 年 月 日

経営事項審査再審査請求にかかるチェックリスト

許可番号 25- ( ) 申請者 ( ) ※該当する口にチェックしてください。

申請書等	<input type="checkbox"/> 経営規模等評価申請書総合評価値再審査請求書（様式第25号の14） <input type="checkbox"/> 工事種類別完成工事高（別紙一） <input type="checkbox"/> 技術職員名簿（□専任技術者である者に専任と記入）（別紙二） <input type="checkbox"/> その他の審査項目（別紙三）※新しい様式で申請してください。		※加対象とする場合は必要
	<input type="checkbox"/> 建設機械の保有状況一覧表（参考様式第3号） <input type="checkbox"/> CPD 単位を取得した技術職員名簿（様式第4号） <input type="checkbox"/> 技能者名簿（様式第5号）		
添付書類	<input type="checkbox"/> 経営状況分析結果通知書（前回申請した写し）		
確認書類（※A4ファイルに綴じてください）	1	<input type="checkbox"/> 前回申請分の経営事項審査結果通知書の <b>原本</b> の返却	
	2	<input type="checkbox"/> 前回申請分の経営事項審査申請書の控えの写し（受付印のあるもの全て）	
	3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 <input type="checkbox"/> 「えるぼし認定（1段階目）」 <input type="checkbox"/> 「えるぼし認定（2段階目）」 <input type="checkbox"/> 「えるぼし認定（3段階目）」 <input type="checkbox"/> 「プラチナえるぼし認定」	ワークライフ バランスに関する取り組み の状況
	4	次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 <input type="checkbox"/> 「くるみん認定」 <input type="checkbox"/> 「トライくるみん認定」 <input type="checkbox"/> 「プラチナくるみん認定」	
	5	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 <input type="checkbox"/> 「ユースエール認定」の取得状況がわかる基準適合事業主認定通知書等の写し	
	6	国または国際標準化機構が定めた規格による認証または登録の状況 <input type="checkbox"/> 「エコアクション21」の認証状況がわかる、認証・登録証の写し	
	7	改正で新たに追加された建設機械に係る書面で次の①+（②、③または④） <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> 特定自主検査記録表（写し）、 <input type="checkbox"/> 移動式クレーン検査証（写し）、 <input type="checkbox"/> 自動車検査証（写し）（ダンプ） <input type="checkbox"/> ② 所有が確認できる書類（基準日時点の所有を確認） <input type="checkbox"/> ③ リース契約書（写し）（リース契約の場合） <input type="checkbox"/> ④ 長期レンタル契約書（写し）（レンタル契約の場合）	



委任状（再審査請求用）（代理受領について）

受任者

〒	—	県・府
住所		
氏名		

私は上記の者に再審査後の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書の受領権限を委任いたします。

令和 年 月 日

委任者

委任者氏名	
住所	〒 —
電話番号	— — — —
許可番号	滋賀県知事（ — — ）第 号

## 確認書類の返却を希望される申請者様へ

昨今の新型コロナウイルス情勢をふまえ、返却を希望される事業者様あてに、経営事項審査の際に提出していただく確認書類（A4ファイル綴じ）を、結果通知発送日と同日にご返送させていただきます。

以下の注意事項を確認の上申請いただくようお願いいたします。

- (1) 経営事項審査申請時に、送付先が記入されたレターパックライトまたはレターパックプラスの提出をお願いします。
- (2) レターパックに記載していただく送付先は、申請に記載された住所と同じ住所でお願いします。
- (3) レターパック規定サイズを超える確認書類の返送は出来ませんのでご了承ください。
- (4) 従来通り、結果通知発送後の監理課窓口での返却も受け付けます。  
※返却引取り希望日の前々営業日までに監理課へ連絡ください。また、受領書の提出が必要です。

### 【行政書士の代理申請の場合】

- (5) レターパックに記載していただく送付先は、上記（2）の住所または行政書士事務所をお願いします。
- (6) 申請される事業者ごとにレターパックを提出していただくをお願いします。

許可番号  
申請者名

レターパックに以下の記載をしたらうえで、経審申請時に提出してください。

申請書に記載された住所もしくは行政書士事務所の住所を記載する

建設業許可番号  
申請者名 をこの辺りに  
ボールペン等で記載する

監理課の窓口にて確認書類の返却を希望される方は、受領書の提出が必要です（次ページ参照）。

# 受領書

(再審査請求用)

滋賀県知事

「経営規模等評価申請（審査基準日 年 月 日）再審査請求に係わる  
確認書類」を確かに受領しました。

令和 年 月 日

所在地

商号または名称

代表者氏名

電話番号

担当者氏名

(代理人氏名 )

(代理人電話番号 )

## Ⅵ 再審査請求に関するQ&A

Q1：再審査請求は必ず申請する必要がありますか。

A：必ず申請していただく必要はありません。希望される方のみ申請してください。

Q2：再審査請求に必要な手数料を教えてください。

A：再審査請求に手数料は必要ありません。

Q3：前回申請した経営事項審査から申請業種を変更することはできますか。

A：できません。業種の追加、減少もできません。

Q4：再審査請求の際の審査基準日はいつになりますか。

A：前回申請した審査基準日と同日になります。

Q5：再審査請求後に通知された通知書の有効期間はいつまでですか。

A：審査基準日から1年7ヵ月です。（有効期間に変更はありません。）

Q6：直近の経営事項審査申請で誤った内容で申請したので、再審査請求時に合わせて変更できますか。

A：できません。再審査請求で申請できる内容は令和5年1月1日に改正された内容のみとなり、当該改正と関係のない申請はできません。改正内容については P.1 をご確認ください。

Q7：技術者の評価業種を変更したのですが、可能ですか。

A：できません。再審査請求で申請できる内容は令和5年1月1日に改正された内容のみとなり、当該改正と関係のない申請はできません。改正内容については P.1 をご確認ください。

Q8：技術職員の常勤確認資料や工事契約書等の改正とは関係のない添付書類は添付する必要がありますか。

A：改正に関係のない添付書類は必要ありません。提出書類等に関しては P.5 をご確認ください。

Q9：改正に関係なく、特に変更点がない申請書（技術職員名簿や工事種類別完成工事高、技能者名簿等）は提出する必要がありますか。

A：改正に関係のない申請書についても再度作成の上、提出が必要です。再審査請求時に

新たに受付印を押印しお返しするためです。提出書類等に関しては P.5 をご確認ください。

**Q10:**「ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの状況」の加点の考え方について、複数の認定等を受けているのですが、評価点数はどうなるのでしょうか。

**A:** 取得している認定のうち、最も配点の高いもの評価します。

(例:「プラチナくるみん認定」(5点)、「トライくるみん認定」(3点)、「ユースエール認定」(4点)の認定を受けている場合、評価点が最も高い「プラチナくるみん認定」(5点)のみを採用し、評価します。ただし、審査基準日において、認定取り消しまたは辞退が行われている場合、評価対象となりません。評点の詳細は P.22 を参照。)

**Q11:**既に審査基準日において、ISO9001 と ISO14001 両方の評価を受けています。今回の改正で新たに評価項目となったエコアクション 21 も審査基準日において認証を受けているのですが、さらに加点になるのですか。

**A:** なりません。既に ISO9001 と ISO14001 両方の評価を受けている場合、評点は満点(10点)となります。今回の改正で、ISO9001 と ISO14001 に加えてエコアクション 21 を申請していただいても、評点は同じく満点(10点)になり、追加の加点はできません。(エコアクション 21 の審査基準や手続きの簡便さを考慮した配点になっています P.22 参照。)

**Q12:**「建設機械の保有状況」に関する「土砂運搬車」の評価対象拡大について、改正前まで評価対象条件であった、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法による届出書を行っていることや重量制限等」はなくなったのですか。

**A:** なくなりました。ただし、自動車検査証の車体形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラー」または「ダンプセミトレーラー」と記載されている必要があります。また、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては評価対象となりません。

**Q13:**申請後どれくらいで新しい通知書は届きますか。

**A:** 監理課に到達した日の属する週の金曜日から起算して約 2 週間で結果通知の発送をします。

(例:令和 5 年 1 月 23 日(月)に監理課に到達、持参した場合、令和 5 年 1 月 27 日(金)から起算して約 2 週間後に発送します。ただし、不足書類や祝日等の影響で前後する可能性はあります。結果通知書が届くまでの期間を十分に見込んだ上で申請してください。)

## Ⅶ 参考

### 建設業法関連法令等（抜粋）

法：建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）

省令：建設業法施行規則（昭和 24 年 7 月 28 日建設省令第 14 号）

#### 経営規模等評価再審査

① 法第 27 条の 27（経営規模等評価の結果の通知）

国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価を行つたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営規模等評価の申請をした建設業者に対して、当該経営規模等評価の結果に係る数値を通知しなければならない。

② 法第 27 条の 28（再審査の申立）

経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行つた国土交通大臣又は都道府県知事に対して、再審査を申し立てることができる。

③ 省令第 20 条（再審査の申立て）

法第 27 条の 28 に規定する再審査（以下「再審査」という。）の申立ては、法第 27 条の 27 の規定による審査の結果の通知を受けた日から 30 日以内にしなければならない。

2 法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第 27 条の 27 の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から 120 日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができる。

3 再審査の申立ては、別記様式第 25 号の 14 による申立書を経営規模等評価を行つた国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

4 第 2 項の規定による再審査の申立てにおいては、前項の申立書に、再審査のために必要な書類を添付するものとする。

5 第 2 項の規定により再審査の申立てをする場合において提出する第 3 項の申立書及びその添付書類は、同項の規定にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けた者にあつては国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。

## 経営事項審査等評点の算出方法

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 X_1 + 0.15 X_2 + 0.20 Y + 0.25 Z + 0.15 W$$

$X_1$  = 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、完成工事高に係るもの

$X_1$  = 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

$X_2$  = 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、自己資本額および利益額に係るもの

$X_2$  = (自己資本額の点数 (a) + 平均利益額の点数 (b)) ÷ 2

Y = 経営状況分析の結果に係る数値 [最高点：1,595点 最低点：0点]

Y = 167.3 × A + 583 (Aは、経営状況点数)

Z = 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、技術職員数および元請完成工事高に係るもの

Z =  $\frac{\text{許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数の点数 (c)}}{\text{許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数 (d)}}$  × 0.8 + 許  
可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数  
(d) × 0.2

W = その他の審査項目 (社会性等) の評点

W = {  $\frac{\text{労働福祉の状況の点数 (e)}}{\text{建設業の営業継続の状況の点数 (f)}} + \frac{\text{防災協定締結の有無の点数 (g)}}{\text{法令遵守の状況の点数 (h)}} + \frac{\text{監査の受審状況の点数 (i)}}{\text{公認会計士等の数の点数 (j)}} + \frac{\text{研究開発の状況の点数 (k)}}{\text{建設機械の保有状況の点数 (l)}} + \frac{\text{国または国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 (m)}}{\text{若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 (n)}} + \frac{\text{知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況 (o)}}{\text{ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの状況 (p)}}$  } × 10 × 190/200

・令和5年1月1日の改正に係るそれぞれの数値に対する評点は次に掲げるとおりです。(当該改正に係らない評点 ( $X_1$ 、 $X_2$ 、Y、W および W の改正のない部分) の標準に關しては「滋賀県経営事項審査申請マニュアル」をご覧ください。)

(点数m) 国または国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

	点数
エコアクション 21 の認証並びに国際標準化機構第 9001 号及び第 14001 号の登録	10
国際標準化機構第 9001 号及び第 14001 号の登録	10
エコアクション 21 の認証及び国際標準化機構第 9001 号の登録	8
エコアクション 21 の認証及び国際標準化機構第 14001 号の登録	5
国際標準化機構第 9001 号の登録	5
国際標準化機構第 14001 号の登録	5
エコアクション 21 の認証	3
該当無	0

(点数p) ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの状況

	点数	区分
プラチナえるぼし認証を取得	5	①
プラチナくるみん認定を取得		
区分①に非該当かつえるぼし認定（3段階目）を取得	4	②
区分①に非該当かつユースエール認定を取得		
区分①または②に非該当かつえるぼし認定（2段階目）を取得	3	③
区分①または②に非該当かつくるみん認定を取得		
区分①または②に非該当かつトライくるみん認定を取得		
区分①、②および③に非該当かつえるぼし認証（1段階目）を取得	2	
該当無	0	







母なる湖・琵琶湖。  
—あずかっているのは、滋賀県です。